Q9-1 台湾における移転価格税制関連の規定について教えてください。

一般に、会社はさまざまな相手と取引を行い、事業活動を行っていますが、その取引価格は通常、両者間の合意により決定されます。しかしながら、その取引当事者が関係会社間など特殊な関係である場合、その価格を恣意的に調整することで各会社間の所得を調整することができます。

移転価格税制は、このような租税回避行動を防ぐことを目的としており、納税者の取引価格が、外部の第三者との取引で使われるであろう価格（独立企業間価格）と異なる場合に、独立企業間価格で取引が行われたように課税所得を調整する税制です。

台湾においては、移転価格税制は 2004 年 12 月に公布された『移転価格監査準則』により 2005 年より本格適用となり、その後も必要に応じ修正が加えられています。台湾の移転価格税制は、OECD の移転価格ガイドラインに準拠しており、その概要は、以下の通りです。

1. 確定申告四表の提出

一定の基準を満たす場合、納税義務者は、取引種類別に取引金額および採用した移転価格算定方式を列記し、具体的かつ詳細な関連者間取引資料をまとめ、確定申告四表（関連者組織図・関連者明細表・関連者間取引一覧表・関連者間取引明細書、Q9-7 参照）を提出しなくてはなりません。

2. 準備書類

上記の確定申告四表に加え、納税者は取引年度の法人税申告時までに次の書類を準備しなくてはなりません。

(1) 企業総覧
(2) 会社組織図
(3) 関連者間取引のまとめ表
(4) 移転価格報告書
(5) 会社法第 369 条の 12 に基づき作成された関係報告書、関係企業連結営業報告書などその他価格算定に影響を与える資料
(6) その他関連社間取引の価格設定に影響を与える資料

これらの書類は、税務当局より書面調査通知が届いてから1ヶ月以内に提出することが義務付けられていますが、1 度だけ 1 ヶ月以内の期限の延長が認められています。